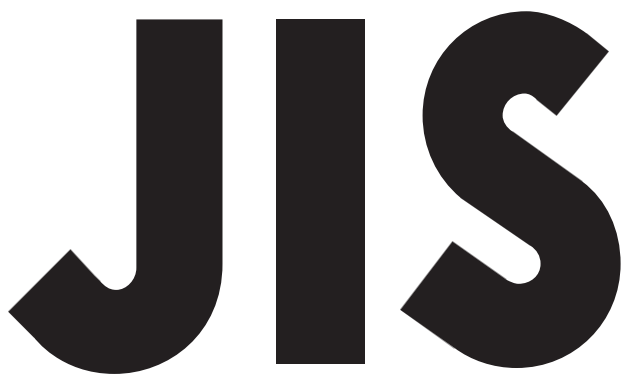




一次電池通則

JIS C 8500 : 2022

(JSA)

令和 4 年 8 月 22 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩 本 光 正	東京工業大学名誉教授
(委員)	大 隅 慶 明	一般社団法人日本電機工業会
	加 藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所
	窪 田 久美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	島 村 正 彦	一般社団法人日本電気計測器工業会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	馬 場 旬 平	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	南 裕 二	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	若 月 壽 子	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 59.3.1 改正：令和 4.8.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.8.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人電池工業会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会 (委員長 岩本 光正)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 要求事項	4
4.1 一般	4
4.2 品質特性	10
5 品質特性－試験項目及び試験方法	11
5.1 機器及び放電出力試験に対する容量試験	11
5.2 放電試験	12
5.3 最小平均持続時間（MAD）の適合性判定	13
5.4 最小平均持続時間（MAD）の提案値を検討するための指針	13
5.5 開路電圧	13
5.6 絶縁抵抗	13
5.7 電池寸法	14
5.8 漏液及び変形	14
5.8A 端子	14
5.8B 外観	14
6 品質特性－試験条件	14
6.1 貯蔵条件及び放電条件	14
6.2 貯蔵後の放電試験開始	14
6.3 放電試験条件	15
6.4 負荷抵抗	15
6.5 放電時間	15
6.6 試験条件の許容差	15
6.7 “電池系 P の電池”の活性化	16
6.8 計測器	16
7 サンプルング及び品質保証	16
8 電池の包装	17
附属書 A（規定）電池規格化の基準	18
附属書 B（参考）電池応用機器設計	19
附属書 C（規定）形式命名法	21
附属書 D（参考）代表放電電圧 U_s の定義及び決定方法	33
附属書 E（参考）消費財の品質評価（SMMP）	36
附属書 F（参考）最小平均持続時間（MAD）の提案値を検討するための指針	37

	ページ
附属書 G（規定）包装，出荷，貯蔵，使用及び廃棄の方法	38
附属書 H（参考）コンプライアンスチェックリスト	41
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	42
解 説	44

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8500:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

一次電池通則

Primary batteries—General

序文

この規格は、2021 年に第 13 版として発行された **IEC 60086-1** を基とし、我が国の運用事情のため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、細分箇条番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した細分箇条は、対応国際規格にはない事項で、側線又は点線の下線の記載は省略している。

また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、一次電池の電池系、寸法、命名法、端子形状、表示、試験方法、代表的な品質特性、安全性などについて規定する。

一次電池の安全規格には、**JIS C 8513** 及び **JIS C 8514** があり、個別製品規格には **JIS C 8515** がある。

また、**JIS C 8513**、**JIS C 8514**、**JIS C 8515** 及びこの規格に適合する電池及び電池系のための要求事項を**附属書 A** に規定する。

注記 1 この規格に適合していることを確認するためのチェックリストを、**附属書 H** に示す。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60086-1:2021, Primary batteries—Part 1: General (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8513 リチウム一次電池の安全性

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60086-4**, Primary batteries—Part 4: Safety of lithium batteries

JIS C 8514 水溶液系一次電池の安全性

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60086-5**, Primary batteries—Part 5: Safety of batteries with aqueous electrolyte